

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社 FAT FORWARD 有料職業紹介事業許可番号(27-ユ-303279)

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、以下項目を明示します。

- 取扱職種の範囲等 ・取扱職種:全職種・地域:国内
- 手数料に関する事項
 - ・求職者から徴収する手数料等はありません。
 - ・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容 手数料の額

《紹介手数料について》

【紹介手数料】

1 紹介手数料は、採用人材1名につき以下のとおりとする。

想定年収の 30%(※消費税別)

※紹介手数料の発生は、採用人材の選考終了日に紹介手数料の 100%とする。
※本サービスを通じて紹介した人材が入社に至った際、職種が募集時のものと異なる場合も、当該人材を採用人材とみなし、乙は甲に対し紹介手数料を請求する。
※甲は乙に対し、請求書受領後甲の締日・支払日に基づき、紹介手数料を乙指定の金融機関口座へ振込により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年 間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担者は求人者とします。
--------------------------------------	---

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●苦情の処理に関する事項 求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先:株式会社 FAT FORWARD 職業紹介責任者:伊藤太進連絡先:06-4308-4788

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項 当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

1.個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務所内職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者:伊藤太進とする。

2.職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。

3.取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、停滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に務めることとする。

4.求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 伊藤太進とする。

●返戻金制度に関する事項 当事業所は、返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度)は以下のとおり設定しています。

1 入社日までに、採用人材が対象者本人の責により入社できない事由が発生した場合、または入社を辞退(甲による働きかけがあった場合を除く)した場合、乙はそれまでに受領した紹介手数料を入社できない事由が発生した月、または辞退した月の翌月末までに甲に全額返金するものとする。

2 採用人材が入社後3か月に満たず対象者本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は、乙は受領した紹介手数料を退職した月の翌月末までに、以下の通り甲に返還するものとする。なお、前述以外の事由による退職の場合、本事項は適用されない。また、求人票と異なる労働条件の変更を採用人材に求めたために当該採用人材が退職に至った場合、もしくは雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより当該採用人材が退職に至った場合も紹介手数料の返金は行わないものとする。

(1)入社後1ヶ月未満の退社等の場合、紹介手数料の80%に相当する金額。

(2)入社後1ヶ月以上3ヶ月未満の退社等の場合、紹介手数料の50%に相当する金額。